

文京区暴力団排除条例

(目的)

第一条 この条例は、区における暴力団排除活動に関し、基本理念を定め、区及び区民等の責務を明らかにするとともに、暴力団排除活動を推進するための措置等を定めることにより、区民の安全で平穏な生活を確保し、及び事業活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「法」という。）第二条第二号に規定する暴力団をいう。

二 暴力団員 法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。

三 暴力団関係者 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう。

四 区民等 区民及び事業者をいう。

五 事業者 事業（その準備行為を含む。以下同じ。）を行う法人その他の団体又は個人をいう。

六 暴力団排除活動 次条に規定する基本理念に基づき、暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより区民の生活又は区の区域内（以下「区内」という。）の事業活動に生じた不当な影響を排除するための活動をいう。

(基本理念)

第三条 暴力団排除活動は、暴力団が区民の生活及び区内の事業活動に不当な影響を与える存在であるとの認識の下に、暴力団と交際しないこと、暴力団を恐れないこと、暴力団に資金を提供しないこと及び暴力団を利用

しないことを基本として、区、警察及び法第三十二条の二第一項の規定により東京都公安委員会から東京都暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者その他の暴力団排除活動の推進を目的とする機関又は団体（以下「警察等」という。）並びに区民等の連携及び協力により推進するものとする。

（区の責務）

第四条 区は、区民等の協力を得るとともに、警察等との連携を図りながら、暴力団排除活動に関する施策を総合的に推進するものとする。

（区民等の責務）

第五条 区民等は、第三条に規定する基本理念に基づき、次に掲げる行為をするよう努めるものとする。

- 一 暴力団排除活動に資すると認められる情報を知った場合には、区又は警察等に当該情報を提供すること。
- 二 区が実施する暴力団排除活動に関する施策に参画し、又は協力すること。
- 三 暴力団排除活動に自主的に、かつ、相互に連携して取り組むこと。

（区の行政対象暴力に対する対応方針の策定等）

第六条 区は、法第九条第十五号から第二十号までに掲げる行為その他の行政対象暴力（暴力団関係者が不正な利益を得る目的で、地方公共団体等の行政機関又はその職員を対象として行う違法又は不当な行為をいう。）を防止し、区の職員の安全及び公務の適正かつ円滑な執行を確保するため、具体的な対応方針を定めることその他の必要な措置を講ずるものとする。

（区の事務事業に係る暴力団排除措置）

第七条 区は、公共工事その他の区の事務又は事業により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとならないよう、区が締結する売買、賃借、請負その他の契約（区が設置した住宅の使用に関する契約等を除く。以下「区の契約」という。）及び公共工事における区の契約の相手方と下請負人との契約等区の事務又

は事業の実施のために必要な区の契約に関連する契約に関し、当該区の契約の相手方、代理又は媒介をする者その他の関係者が暴力団関係者でないことを確認するなど、暴力団関係者の関与を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

（区が設置する公の施設に係る暴力団排除措置）

第八条 区長若しくは教育委員会又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者（以下「区長等」という。）は、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとならないよう、公の施設の使用に関し、当該公の施設の使用（使用しようとする者を含む。以下同じ。）が暴力団関係者でないことを確認するなど、暴力団関係者の関与を防止することに努めるものとする。

2 前項に規定する暴力団関係者の関与の防止に関し、区長等は、別表に掲げる条例で定める公の施設の使用が暴力団関係者であると認めるときは、当該公の施設の使用（当該使用が暴力団の活動及び運営と関係がなく、かつ、個人的な使用である場合を除く。）について承認をせず、又は承認を取り消すことができる。

（暴力団事務所の開設及び運営の禁止）

第九条 暴力団事務所（暴力団の活動の拠点となっている施設又は施設の区画された部分をいう。以下同じ。）は、区内にこれを開設し、又は運営してはならない。

2 区は、暴力団事務所の開設及び運営を禁止するため、閉所への説得、勧告等の必要な措置を行うことを警察等に求めるとともに、当該警察等の活動に対して協力するものとする。

（審査会の設置等）

第十条 区長は、前三条に定める暴力団排除措置を適正に実施するため、審査会を置く。

2 前項に規定する審査会に関し必要な事項は、別に定める。

（広報及び啓発）

第十一条 区は、区民等が暴力団排除活動の重要性について理解を深めることにより暴力団排除活動の気運が醸成されるよう、警察等と連携し、広報及び啓発を行うものとする。

2 区は、前項に規定する広報及び啓発を行う場合は、区民等の権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

(区民等に対する支援)

第十二条 区は、区民等が暴力団排除活動に自主的に、かつ、相互に連携して取り組むことができるよう、警察等と連携し、区民等に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(青少年の教育等に対する支援)

第十三条 青少年（十八歳未満の者をいう。以下同じ。）の教育又は育成に携わる者は、青少年が、暴力団が区民の生活等に不当な影響を与える存在であることを認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないよう、青少年に対し、指導、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 区は、青少年の教育又は育成に携わる者が前項に規定する措置を円滑に講ずることができるよう、警察等と連携し、職員の派遣、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(被害の防止、救済等の推進)

第十四条 区は、区民等が暴力団排除活動に取り組んだことにより被害を受けることがないよう、当該暴力団排除活動に係る被害の防止、救済等を推進するため、警察等と連携・協力し、必要に応じて、協議会を設置する等暴力団排除活動に関する連絡体制を整備するものとする。

(委任)

第十五条 この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。

付 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。
別表（第八条関係）

11	文京シビックセンタースカイホール条例（平成六年九月文京区条例第二十五号）
10	文京区立アカデミー文京及び文京区立地域アカデミー条例（平成六年六月文京区条例第二十三号）
9	文京区産業とくらしプラザ条例（平成二十一年六月文京区条例第二十四号）
8	文京区勤労福祉会館条例（昭和五十四年九月文京区条例第二十六号）
7	文京区設小売市場設置並びに使用に関する条例（昭和三十九年三月文京区条例第十七号）
6	文京区立地域活動センター条例（平成二十二年三月文京区条例第九号）
5	文京区立交流館条例（平成十七年十月文京区条例第五十三号）
4	文京区立不忍通りふれあい館条例（平成八年十二月文京区条例第二十九号）
3	文京シビックセンター区民会議室条例（平成六年九月文京区条例第二十六号）
2	文京区民会館条例（昭和五十四年三月文京区条例第五号）
1	文京区民センター条例（昭和四十四年四月文京区条例第九号）

25	文京区立学校施設使用条例（昭和五十九年三月文京区条例第十五号）
24	文京区立少年自然の家八ヶ岳高原学園条例（昭和五十年十二月文京区条例第六十五号）
23	文京区立公園条例（昭和五十五年四月文京区条例第二十二号）
22	文京区男女平等センター条例（平成十四年三月文京区条例第一号）
21	文京福祉センター条例（昭和四十七年四月文京区条例第十四号）
20	文京区障害者会館条例（平成六年六月文京区条例第二十一号）
19	文京区立福祉会館条例（昭和三十九年三月文京区条例第十九号）
18	文京区シルバーセンター条例（平成六年六月文京区条例第二十号）
17	文京区竹早テニスコート条例（昭和五十四年七月文京区条例第二十二号）
16	文京区小石川運動場条例（昭和五十三年十一月文京区条例第三十五号）
15	文京区後楽公園少年野球場条例（昭和五十三年四月文京区条例第二十四号）
14	文京区六義公園運動場条例（昭和五十年三月文京区条例第四十七号）
13	文京区立体育館条例（昭和四十二年七月文京区条例第十九号）
12	響きの森文京公会堂条例（平成十年十二月文京区条例第四十八号）